

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年12月11日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【電話番号】	050-4561-2572
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	アムンディ・日経平均オープン
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・日経平均オープン（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の基準価額 とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示される場合があります。基準価額は、組入有望証券の値動き等により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12)その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、2.2%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2023年12月12日から2024年6月11日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

取得申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

なお、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等

に関する取り決めを行う必要があります。各申込コース等の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします（取得申込みの受付時間は、販売会社により異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。）。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先



第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

親投資信託である「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均トータルリターン・インデックスとは、配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す指数です。日経平均株価（日経225）とは、「東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄」の平均株価指数であり、日本の株式市場の動向を示す指標（株価指数）のひとつです。

市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を持たせており、日本の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

（注）日経平均株価（日経225）および日経平均トータルリターン・インデックス（以下「日経平均株価」）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。またファンドの運用およびファンドの受益権の取引に関して、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／株式／インデックス型に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型	海外	不動産投信	特殊型
		その他資産	
	内外	() 資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス	
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225	
	年 2 回	日本	ファンド・オ ブ・ファンズ	TOPIX	
		北米			
		欧州			
	年 4 回	アジア			その他 （ ）
	年 6 回 （ 隔月 ）	オセアニア			
		中南米			
	年12回 （ 毎月 ）	アフリカ			
		中近東（中東）			
	日々	エマージング			
その他 （ ）					

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
日経225	目論見書または投資信託約款において、対象インデックスを、日経225とするものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（注）商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

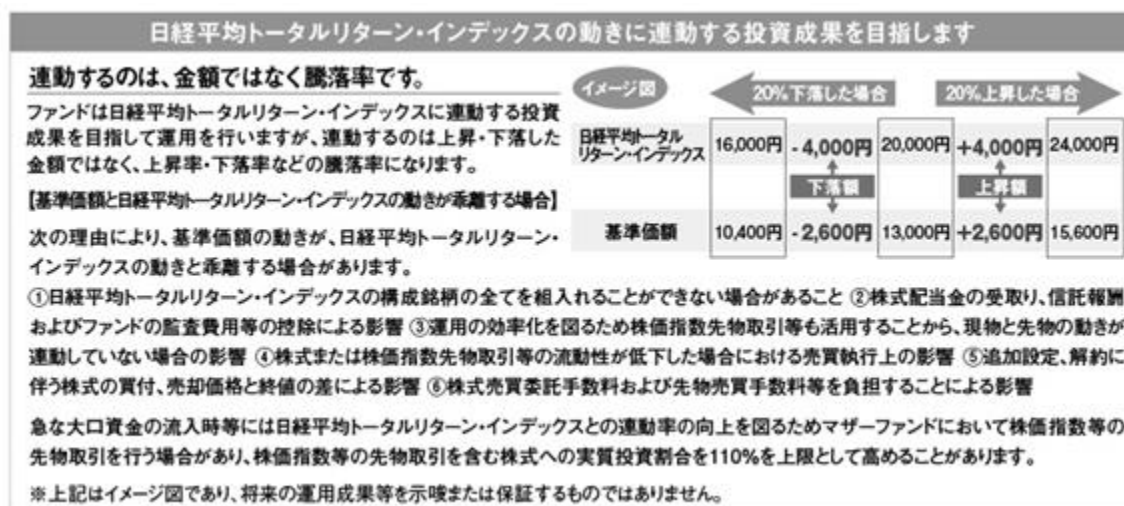
信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指します。

- ・日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。



2) 日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄（225銘柄）の中から、原則として200銘柄以上に投資を行います。

- ・日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。

- ・日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ・株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2010年12月28日 投資信託契約の締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

<イメージ図>

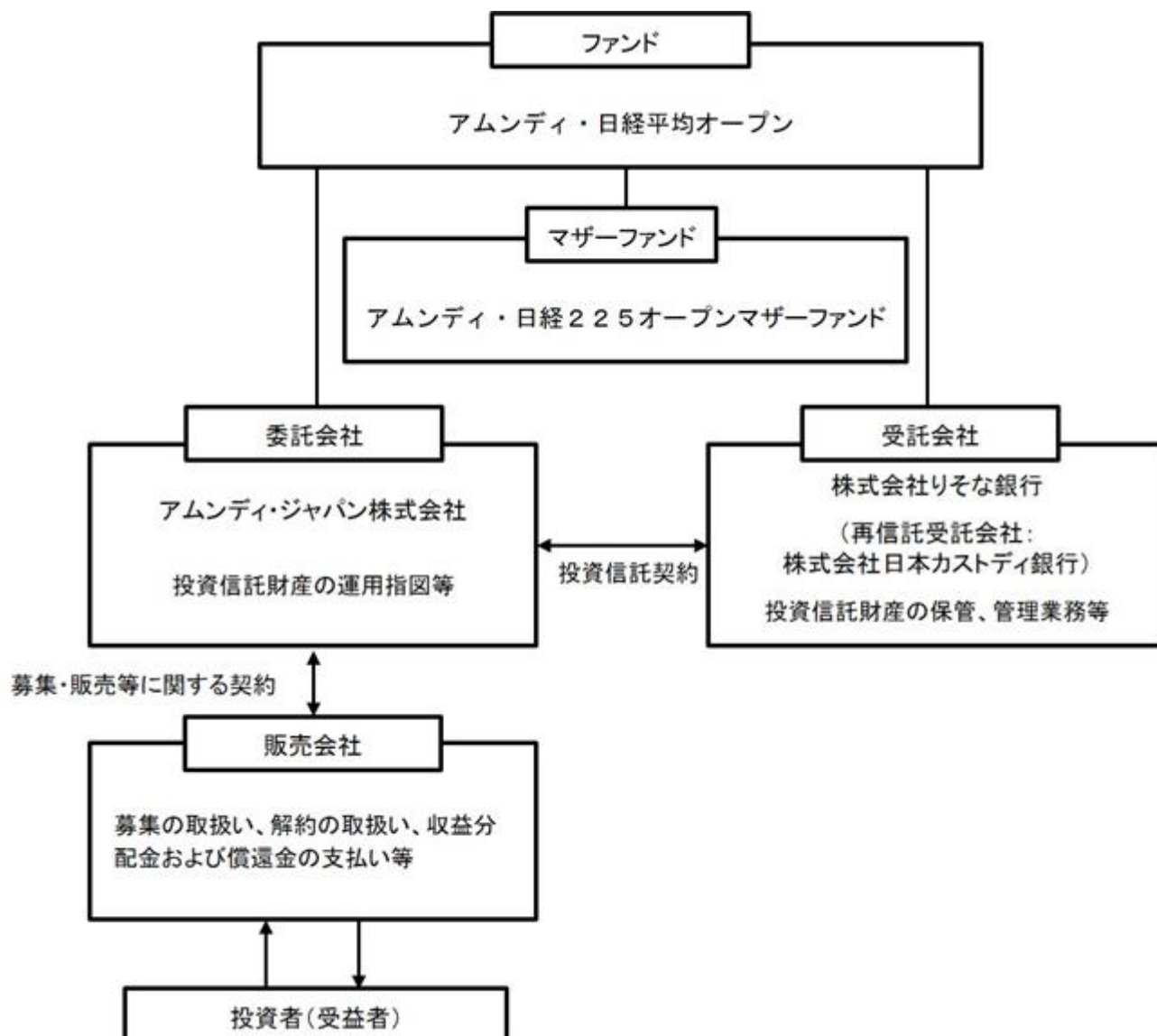
ファミリーファンド方式 で運用します。



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

ファンドの関係法人および関係業務は以下のとおりです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- 1)主として「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。
日経平均トータルリターン・インデックスの変動と同程度の比率で基準価額が変動することを目標とします。
- 2)マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちます。
- 3)現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- 4)株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（投資信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額の、投資信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則として、投資信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- 5)組入対象銘柄は、主として東京証券取引所プライム市場上場株式とします。日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄のうち原則として200銘柄以上に投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- 6)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 7)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条から第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし
ます。）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1.の証券または証書、9.ならびに13.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび11.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および9.ならびに13.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権で金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

（３）【運用体制】

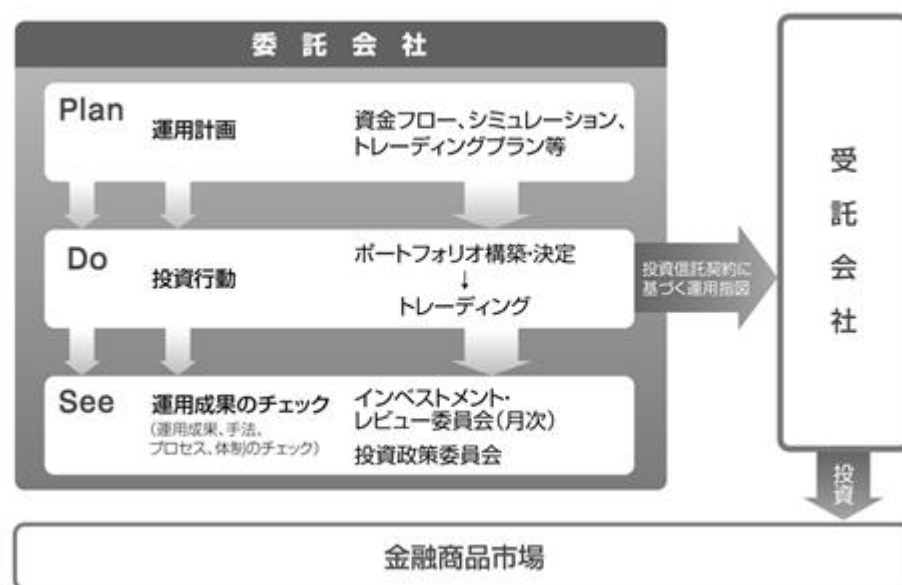
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益の分配

毎決算時（毎年9月10日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益¹および売買益（評価益を含みます。）等²の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する

収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および

当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、投資信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

「一般コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

（イ）株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券等への投資制限

1) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約

権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

- 2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ハ）投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ニ）投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとし、

（ホ）同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ト）信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとし、
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（チ）先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

（リ）スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) 前記3)においてマザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの純資産総額に占める、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（ヌ）金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（ル）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（ヲ）デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ワ）信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（カ）同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（コ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

（ク）有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

（ケ）資金の借入れの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産の中から支払います。

法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（参考）「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

わが国の株式中心に投資を行い、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2)投資態度

株式への投資は、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄の中から原則として200銘柄以上に投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行わないことがあります。

現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、投資信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(3)主な投資対象

東京証券取引所プライム市場に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4)主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

前記の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

1．価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2．信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3．流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや市場規模の悪化により売却価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4．有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

5．価格乖離リスク

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均トータルリターン・インデックスの動きと乖離する場合があります。

1. 日経平均トータルリターン・インデックスの構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響

6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

1. ファンドの繰上償還

委託会社は、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. ファミリーファンド方式による影響

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

4. 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

5. 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

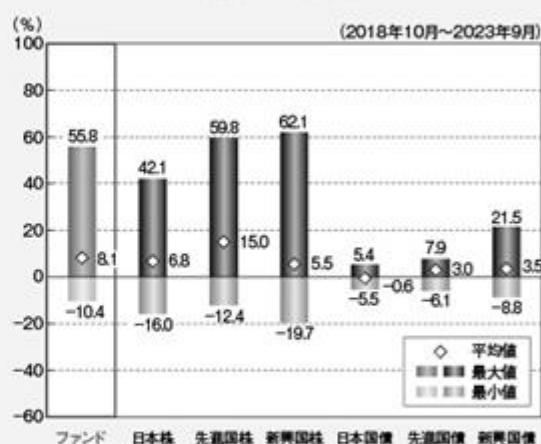
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移②ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

- *①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは2018年10月から2023年9月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる商標または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる商標または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRG」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRGに帰属します。	
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。	
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

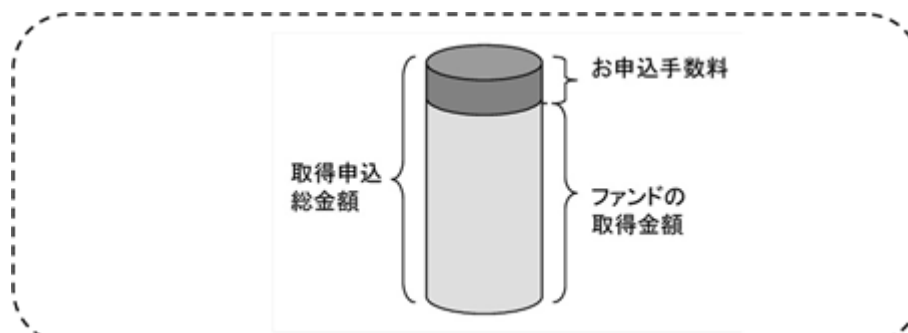
4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.2%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

販売会社が独自に定める申込手数料率等についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.473%（税抜0.43%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

（信託報酬の配分）

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.20%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに投資信託財産の中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2023年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（以下「NISA」といいます。）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

*NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

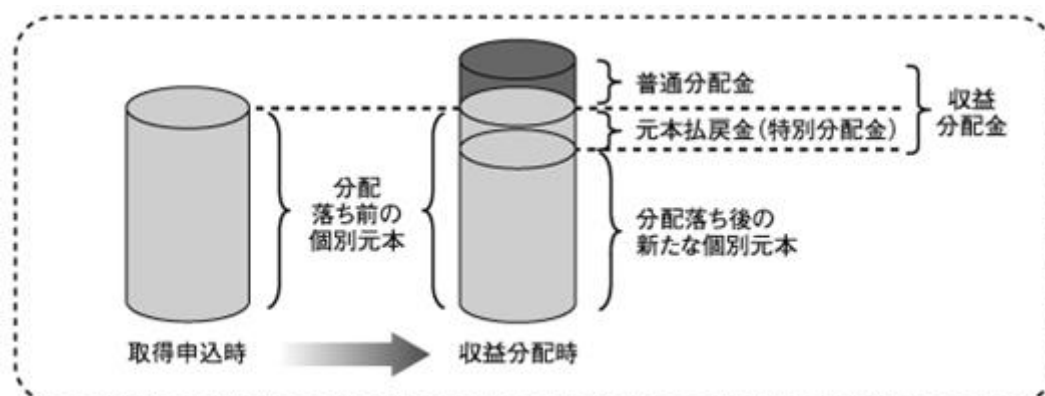
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2023年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

2023年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,252,416,917	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,552,735	0.01
合計(純資産総額)		9,253,969,652	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2023年9月末日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・日経225オープン マザーファンド	3,487,529,935	2.6848	9,363,453,622	2.6530	9,252,416,917	99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	99.98
合計		99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年9月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4期計算期間末（2014年 9月10日）	19,687,877,654	19,687,877,654	1.6107	1.6107
第5期計算期間末（2015年 9月10日）	17,180,318,591	17,180,318,591	1.8908	1.8908
第6期計算期間末（2016年 9月12日）	24,729,787,311	24,729,787,311	1.7448	1.7448
第7期計算期間末（2017年 9月11日）	9,014,457,272	9,014,457,272	2.0744	2.0744
第8期計算期間末（2018年 9月10日）	10,012,427,699	10,012,427,699	2.4048	2.4048
第9期計算期間末（2019年 9月10日）	14,458,349,930	14,458,349,930	2.3488	2.3488
第10期計算期間末（2020年 9月10日）	8,167,013,016	8,167,013,016	2.5942	2.5942
第11期計算期間末（2021年 9月10日）	8,839,686,085	8,839,686,085	3.4289	3.4289
第12期計算期間末（2022年 9月12日）	11,731,159,901	11,731,159,901	3.2678	3.2678
第13期計算期間末（2023年 9月11日）	9,270,581,345	9,270,581,345	3.7841	3.7841
2022年 9月末日	11,345,328,571	—	2.9944	—
10月末日	12,333,637,480	—	3.1830	—
11月末日	12,206,499,161	—	3.2264	—
12月末日	12,040,450,734	—	3.0138	—
2023年 1月末日	12,704,001,807	—	3.1548	—
2月末日	12,749,856,755	—	3.1692	—
3月末日	12,680,897,465	—	3.2668	—
4月末日	12,145,299,189	—	3.3607	—
5月末日	9,781,584,728	—	3.5981	—
6月末日	9,598,479,240	—	3.8695	—
7月末日	9,469,338,280	—	3.8663	—
8月末日	9,418,883,911	—	3.8023	—
9月末日	9,253,969,652	—	3.7381	—

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第4期計算期間	2013年 9月11日～2014年 9月10日	0.0000
第5期計算期間	2014年 9月11日～2015年 9月10日	0.0000
第6期計算期間	2015年 9月11日～2016年 9月12日	0.0000
第7期計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月11日	0.0000
第8期計算期間	2017年 9月12日～2018年 9月10日	0.0000
第9期計算期間	2018年 9月11日～2019年 9月10日	0.0000
第10期計算期間	2019年 9月11日～2020年 9月10日	0.0000
第11期計算期間	2020年 9月11日～2021年 9月10日	0.0000
第12期計算期間	2021年 9月11日～2022年 9月12日	0.0000
第13期計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月11日	0.0000

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第4期計算期間	2013年 9月11日～2014年 9月10日	10.6
第5期計算期間	2014年 9月11日～2015年 9月10日	17.4
第6期計算期間	2015年 9月11日～2016年 9月12日	7.7
第7期計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月11日	18.9
第8期計算期間	2017年 9月12日～2018年 9月10日	15.9
第9期計算期間	2018年 9月11日～2019年 9月10日	2.3
第10期計算期間	2019年 9月11日～2020年 9月10日	10.4
第11期計算期間	2020年 9月11日～2021年 9月10日	32.2
第12期計算期間	2021年 9月11日～2022年 9月12日	4.7
第13期計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月11日	15.8

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）× 100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第4期計算期間	2013年 9月11日～2014年 9月10日	31,313,621,018	30,315,019,172	12,223,054,465
第5期計算期間	2014年 9月11日～2015年 9月10日	23,444,483,853	26,581,100,017	9,086,438,301
第6期計算期間	2015年 9月11日～2016年 9月12日	11,449,355,162	6,362,764,851	14,173,028,612
第7期計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月11日	2,777,170,254	12,604,543,964	4,345,654,902
第8期計算期間	2017年 9月12日～2018年 9月10日	3,760,461,429	3,942,638,296	4,163,478,035
第9期計算期間	2018年 9月11日～2019年 9月10日	5,022,806,660	3,030,575,943	6,155,708,752
第10期計算期間	2019年 9月11日～2020年 9月10日	2,845,312,144	5,852,892,709	3,148,128,187
第11期計算期間	2020年 9月11日～2021年 9月10日	1,887,682,795	2,457,831,875	2,577,979,107
第12期計算期間	2021年 9月11日～2022年 9月12日	1,862,388,870	850,422,061	3,589,945,916
第13期計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月11日	1,142,167,018	2,282,221,845	2,449,891,089

（注）全て本邦内におけるものです。

（参考）

アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド

投資状況

2023年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	35,396,519,530	96.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,361,099,040	3.70
合計(純資産総額)		36,757,618,570	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,290,330,000	3.51

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

2023年9月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	111,000	34,630.00	3,843,930,000	32,590.00	3,617,490,000	9.84
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	111,000	20,115.00	2,232,765,000	20,440.00	2,268,840,000	6.17
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	222,000	6,751.00	1,498,722,000	6,335.00	1,406,370,000	3.82
4	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	296,000	5,075.00	1,502,200,000	4,181.00	1,237,576,000	3.36
5	日本	株式	K D D I	情報・通信業	222,000	4,242.00	941,724,000	4,577.00	1,016,094,000	2.76
6	日本	株式	ダイキン工業	機械	37,000	28,695.00	1,061,715,000	23,475.00	868,575,000	2.36
7	日本	株式	信越化学工業	化学	185,000	4,584.00	848,040,000	4,343.00	803,455,000	2.18
8	日本	株式	ファナック	電気機器	185,000	4,768.00	882,080,000	3,893.00	720,205,000	1.95
9	日本	株式	T D K	電気機器	111,000	5,289.00	587,079,000	5,542.00	615,162,000	1.67
10	日本	株式	テルモ	精密機器	148,000	4,344.00	642,912,000	3,963.00	586,524,000	1.59
11	日本	株式	京セラ	電気機器	74,000	7,552.00	558,848,000	7,587.00	561,438,000	1.52
12	日本	株式	中外製薬	医薬品	111,000	3,822.00	424,242,000	4,624.00	513,264,000	1.39
13	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	111,000	4,482.00	497,502,000	4,609.00	511,599,000	1.39
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	185,000	2,211.00	409,035,000	2,677.50	495,337,500	1.34
15	日本	株式	第一三共	医薬品	111,000	3,873.00	429,903,000	4,106.00	455,766,000	1.23
16	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	37,000	12,675.00	468,975,000	12,240.00	452,880,000	1.23
17	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	185,000	2,049.50	379,157,500	2,074.00	383,690,000	1.04
18	日本	株式	セコム	サービス業	37,000	9,373.00	346,801,000	10,140.00	375,180,000	1.02
19	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	222,000	1,394.66	309,614,520	1,682.00	373,404,000	1.01
20	日本	株式	N T T データグループ	情報・通信業	185,000	1,920.50	355,292,500	2,004.50	370,832,500	1.00
21	日本	株式	日東電工	化学	37,000	9,963.00	368,631,000	9,808.00	362,896,000	0.98
22	日本	株式	デンソー	輸送用機器	148,000	2,318.00	343,064,000	2,401.00	355,348,000	0.96
23	日本	株式	レーザーテック	電気機器	14,800	23,270.00	344,396,000	23,270.00	344,396,000	0.93
24	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	111,000	3,113.00	345,543,000	3,042.00	337,662,000	0.91
25	日本	株式	豊田通商	卸売業	37,000	7,214.00	266,918,000	8,795.00	325,415,000	0.88
26	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	37,000	8,217.00	304,029,000	8,658.00	320,346,000	0.87
27	日本	株式	エーザイ	医薬品	37,000	8,850.00	327,450,000	8,304.00	307,248,000	0.83
28	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	37,000	7,492.00	277,204,000	7,887.00	291,819,000	0.79
29	日本	株式	キッコーマン	食料品	37,000	7,856.00	290,672,000	7,844.00	290,228,000	0.78
30	日本	株式	オリンパス	精密機器	148,000	2,209.50	327,006,000	1,941.50	287,342,000	0.78

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.09
		建設業	1.73
		食料品	3.43
		繊維製品	0.10
		パルプ・紙	0.07
		化学	6.48
		医薬品	6.50
		石油・石炭製品	0.19
		ゴム製品	0.74
		ガラス・土石製品	0.76
		鉄鋼	0.09
		非鉄金属	0.70
		金属製品	0.01
		機械	5.06
		電気機器	23.86
		輸送用機器	4.91
		精密機器	3.39
		その他製品	2.33
		電気・ガス業	0.16
		陸運業	1.29
		海運業	0.39
		空運業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	10.24
		卸売業	3.26
		小売業	11.83
		銀行業	0.69
		証券、商品先物取引業	0.14
		保険業	0.89
		その他金融業	0.79
		不動産業	1.11
		サービス業	4.29
合計			96.29

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産名	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	39	円	1,244,487,070	1,242,540,000	3.38
	大阪取引所	ミニ日経 2 2 5 先物	買建	15	円	47,858,565	47,790,000	0.13

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績

2023年9月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



■基準価額と純資産総額■

基準価額	37,381円
純資産総額	92.5億円

■分配の推移■

決算日	分配金（円）
9期(2019年9月10日)	0
10期(2020年9月10日)	0
11期(2021年9月10日)	0
12期(2022年9月12日)	0
13期(2023年9月11日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

資産	比率(%)
国内株式	96.28
現金・他	3.72
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

■その他資産■

資産	比率(%)
先物	3.51

■組入上位10銘柄■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

	銘柄名	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	9.84
2	東京エレクトロン	電気機器	6.17
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.83
4	アドバンテスト	電気機器	3.37
5	KDDI	情報・通信業	2.76
6	ダイキン工業	機械	2.36
7	信越化学工業	化学	2.19
8	ファナック	電気機器	1.96
9	TDK	電気機器	1.67
10	テルモ	精密機器	1.60

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

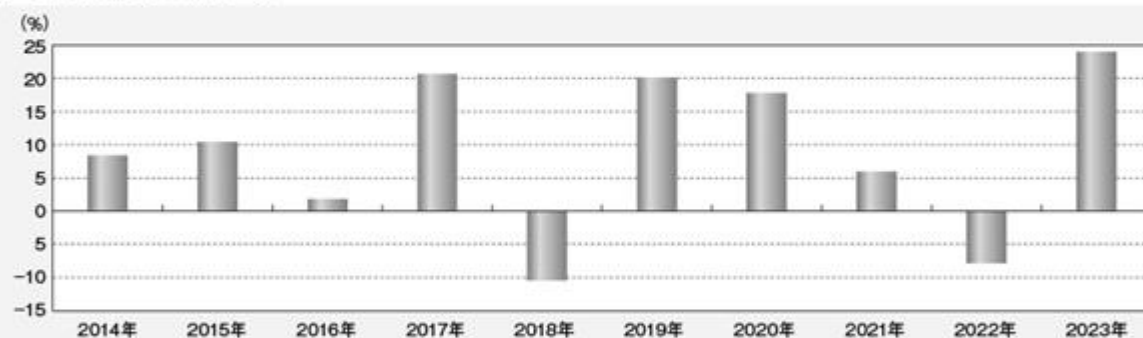
■組入上位10業種■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

	業種	比率(%)
1	電気機器	24.78
2	小売業	12.29
3	情報・通信業	10.64
4	医薬品	6.76
5	化学	6.73
6	機械	5.26
7	輸送用機器	5.11
8	サービス業	4.46
9	食料品	3.57
10	精密機器	3.53

※比率はマザーファンドの現物株式組入れに対する評価額比です。

年間収益率の推移



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます（取得申込みの受付時間は、販売会社により異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。）。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社へお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社によって名称が異なる場合があります。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
なお、販売会社所定の時間までに解約申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。
- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記 1 申込（販売）手続等（2）をご参照ください）にお問合わせください。手取額は、受益者の解約請求の申込みを受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

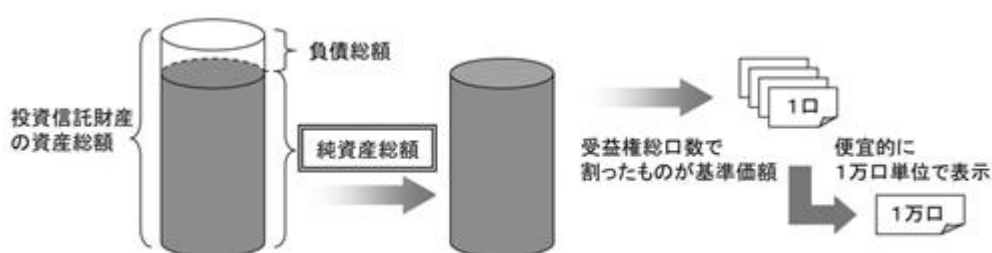
（１）【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口単位の価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

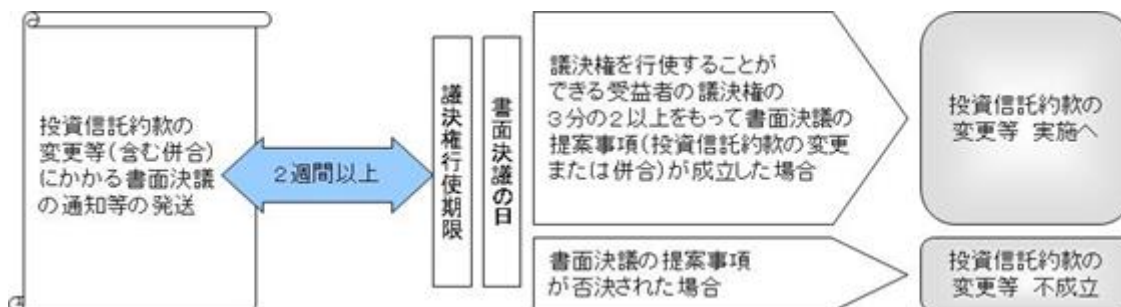
償還金

償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

投資信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- （ニ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- （ホ）（ロ）から（ニ）の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ホ）の規定にしたがいます。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の（イ）から（ホ）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

信託の終了

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

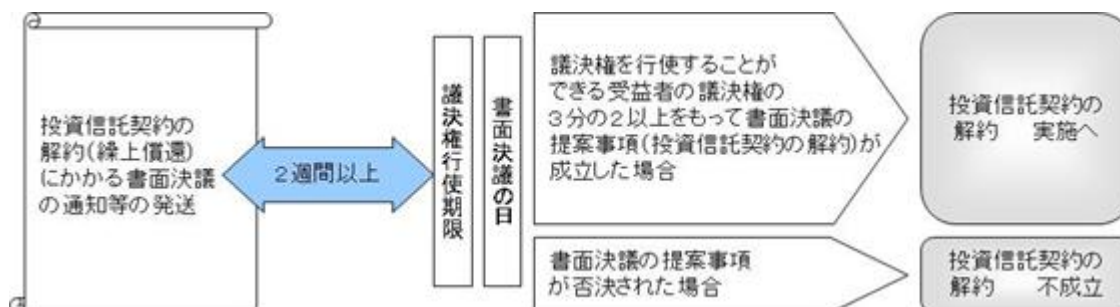
- A．投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
- B．やむを得ない事情が発生したとき
- C．投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき

委託会社は、前記の事項A．からC．について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決

権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (ロ) (イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ハ) (イ)から(ロ)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



- (二) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

A. または B. において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ホ) 前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ロ) ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。
- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2022年9月13日から2023年9月11日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・日経平均オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期計算期間末 (2022年 9月12日)	第13期計算期間末 (2023年 9月11日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,075,098	39,938,058
親投資信託受益証券	11,729,529,735	9,269,257,265
未収入金	2,233,000	51,176,000
流動資産合計	11,770,837,833	9,360,371,323
資産合計	11,770,837,833	9,360,371,323
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,168,664	63,004,685
未払受託者報酬	1,930,565	1,739,567
未払委託者報酬	25,740,748	23,194,160
未払利息	112	119
その他未払費用	1,837,843	1,851,447
流動負債合計	39,677,932	89,789,978
負債合計	39,677,932	89,789,978
純資産の部		
元本等		
元本	3,589,945,916	2,449,891,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,141,213,985	6,820,690,256
（分配準備積立金）	1,440,245,242	1,822,054,073
元本等合計	11,731,159,901	9,270,581,345
純資産合計	11,731,159,901	9,270,581,345
負債純資産合計	11,770,837,833	9,360,371,323

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	第13期計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	91,823,616	1,844,368,527
営業収益合計	91,823,616	1,844,368,527
営業費用		
支払利息	21,098	21,157
受託者報酬	3,460,948	3,740,122
委託者報酬	46,145,838	49,868,208
その他費用	2,644,866	2,841,426
営業費用合計	52,272,750	56,470,913
営業利益又は営業損失（ ）	144,096,366	1,787,897,614
経常利益又は経常損失（ ）	144,096,366	1,787,897,614
当期純利益又は当期純損失（ ）	144,096,366	1,787,897,614
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	63,622,253	559,466,060
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,261,706,978	8,141,213,985
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,952,955,538	2,553,924,490
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,952,955,538	2,553,924,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,992,974,418	5,102,879,773
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,992,974,418	5,102,879,773
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,141,213,985	6,820,690,256

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2022年 9月13日から2023年 9月11日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第12期計算期間末（2022年 9月12日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第13期計算期間末（2023年 9月11日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期計算期間末 （2022年 9月12日）	第13期計算期間末 （2023年 9月11日）
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,577,979,107円	3,589,945,916円
期中追加設定元本額	1,862,388,870円	1,142,167,018円
期中一部解約元本額	850,422,061円	2,282,221,845円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,589,945,916口	2,449,891,089口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	第13期計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は8,141,213,985円（1万口当たり22,677円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 146,162,974円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 6,700,968,743円 D 分配準備積立金額 1,294,082,268円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 8,141,213,985円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,589,945,916口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 22,677円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F × H / 10,000） 0円	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は6,820,690,256円（1万口当たり27,840円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 183,380,526円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 934,194,097円 C 収益調整金額 4,998,636,183円 D 分配準備積立金額 704,479,450円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 6,820,690,256円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 2,449,891,089口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 27,840円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第12期計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	第13期計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期計算期間末 (2022年 9月12日)	第13期計算期間末 (2023年 9月11日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期計算期間末 (2022年 9月12日)	第13期計算期間末 (2023年 9月11日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	59,965,376	1,354,086,137
合計	59,965,376	1,354,086,137

（デリバティブ取引等に関する注記）

第12期計算期間末（2022年9月12日）

該当事項はありません。

第13期計算期間末（2023年9月11日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期計算期間 自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	第13期計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

第12期計算期間末 （2022年 9月12日）	第13期計算期間末 （2023年 9月11日）
1口当たり純資産額 3.2678円	1口当たり純資産額 3.7841円
(1万口当たり純資産額) (32,678円)	(1万口当たり純資産額) (37,841円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	円	アムンディ・日経２２５オープンマ ザーファンド	3,452,237,343	9,269,257,265	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	3,452,237,343	9,269,257,265 100.0%	
		合計		9,269,257,265	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	(2022年 9月12日)	(2023年 9月11日)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	139,182	225,233
コール・ローン	493,404,374	827,978,976
株式	44,669,122,300	36,407,044,940
派生商品評価勘定	15,945,402	93,960
前払金	-	5,891,500
未収配当金	35,173,850	29,651,400
差入委託証拠金	25,080,000	32,193,000
流動資産合計	45,238,865,108	37,303,079,009
資産合計	45,238,865,108	37,303,079,009
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	9,025,324
前受金	11,010,000	-
未払解約金	35,003,000	202,502,000
未払利息	1,419	2,472
流動負債合計	46,014,419	211,529,796
負債合計	46,014,419	211,529,796
純資産の部		
元本等		
元本	19,588,502,017	13,814,140,991
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	25,604,348,672	23,277,408,222
元本等合計	45,192,850,689	37,091,549,213
純資産合計	45,192,850,689	37,091,549,213
負債純資産合計	45,238,865,108	37,303,079,009

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2022年 9月12日）

本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（2023年 9月11日）

本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		（2022年 9月12日）	（2023年 9月11日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	18,224,777,821円	19,588,502,017円
	同期中における追加設定元本額	4,977,542,135円	3,236,513,599円
	同期中における一部解約元本額	3,613,817,939円	9,010,874,625円
	同期末における元本の内訳		
	りそな・日経225オープン	12,971,010,867円	9,737,307,726円
	アムンディ・日経平均オープン	5,084,101,138円	3,452,237,343円
	アムンディ・日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	1,521,905,665円	619,630,756円
	りそな・日経225オープンV A（適格機関投資家専用）	11,484,347円	4,965,166円
	合計	19,588,502,017円	13,814,140,991円
2.	本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	19,588,502,017口	13,814,140,991口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	（2022年 9月12日）	（2023年 9月11日）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2022年 9月12日）	（2023年 9月11日）
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,707,201,750	296,244,200
合計	2,707,201,750	296,244,200

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2021年 7月13日から2022年 9月12日及び2022年 7月12日から2023年 9月11日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（株式関連）

（2022年 9月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	520,990,000	-	536,940,000	15,950,000
	日経平均株価指数先物	520,990,000	-	536,940,000	15,950,000
合計		520,990,000	-	536,940,000	15,950,000

（2023年 9月11日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	719,180,000	-	710,160,000	9,020,000
	日経平均株価指数先物	719,180,000	-	710,160,000	9,020,000
	売建	25,919,500	-	25,824,000	95,500
	ミニ日経225先物	25,919,500	-	25,824,000	95,500
合計		745,099,500	-	735,984,000	8,924,500

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年 9月11日 至 2022年 9月12日	自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

（2022年 9月12日）		（2023年 9月11日）	
1口当たり純資産額	2.3071円	1口当たり純資産額	2.6850円
(1万口当たり純資産額)	(23,071円)	(1万口当たり純資産額)	(26,850円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	ニッスイ	38,000	750.50	28,519,000	
	I N P E X	15,200	2,202.50	33,478,000	
	コムシスホールディングス	38,000	3,164.00	120,232,000	
	大成建設	7,600	5,214.00	39,626,400	
	大林組	38,000	1,351.50	51,357,000	
	清水建設	38,000	1,024.50	38,931,000	
	長谷工コーポレーション	7,600	1,856.00	14,105,600	
	鹿島建設	19,000	2,535.00	48,165,000	
	大和ハウス工業	38,000	4,056.00	154,128,000	
	積水ハウス	38,000	3,074.00	116,812,000	
	日揮ホールディングス	38,000	2,028.50	77,083,000	
	日清製粉グループ本社	38,000	1,937.00	73,606,000	
	明治ホールディングス	15,200	3,692.00	56,118,400	
	日本ハム	19,000	4,555.00	86,545,000	
	サッポロホールディングス	7,600	4,674.00	35,522,400	
	アサヒグループホールディングス	38,000	5,753.00	218,614,000	
	キリンホールディングス	38,000	2,055.50	78,109,000	
	宝ホールディングス	38,000	1,242.00	47,196,000	
	キッコーマン	38,000	8,314.00	315,932,000	
	味の素	38,000	6,097.00	231,686,000	
	ニチレイ	19,000	3,547.00	67,393,000	
	日本たばこ産業	38,000	3,230.00	122,740,000	
	帝人	7,600	1,454.50	11,054,200	
	東レ	38,000	799.70	30,388,600	
	王子ホールディングス	38,000	629.00	23,902,000	
	日本製紙	3,800	1,302.00	4,947,600	
	クラレ	38,000	1,677.00	63,726,000	
	旭化成	38,000	949.70	36,088,600	
	レゾナック・ホールディングス	3,800	2,505.50	9,520,900	
	住友化学	38,000	413.00	15,694,000	
	日産化学	38,000	6,330.00	240,540,000	
	東ソー	19,000	1,942.00	36,898,000	
	トクヤマ	7,600	2,380.50	18,091,800	
	デンカ	7,600	2,773.00	21,074,800	
	信越化学工業	190,000	4,578.00	869,820,000	
	三井化学	7,600	3,869.00	29,404,400	
	三菱ケミカルグループ	19,000	908.10	17,253,900	
	U B E	3,800	2,527.00	9,602,600	
	花王	38,000	5,555.00	211,090,000	
	D I C	3,800	2,480.50	9,425,900	

富士フイルムホールディングス	38,000	8,776.00	333,488,000	
資生堂	38,000	5,650.00	214,700,000	
日東電工	38,000	10,070.00	382,660,000	
協和キリン	38,000	2,616.50	99,427,000	
武田薬品工業	38,000	4,545.00	172,710,000	
アステラス製薬	190,000	2,184.50	415,055,000	
住友ファーマ	38,000	512.40	19,471,200	
塩野義製薬	38,000	6,486.00	246,468,000	
中外製薬	114,000	4,477.00	510,378,000	
エーザイ	38,000	8,991.00	341,658,000	
第一三共	114,000	4,119.00	469,566,000	
大塚ホールディングス	38,000	5,349.00	203,262,000	
出光興産	15,200	3,334.00	50,676,800	
E N E O Sホールディングス	38,000	582.60	22,138,800	
横浜ゴム	19,000	2,883.00	54,777,000	
ブリヂストン	38,000	5,644.00	214,472,000	
A G C	7,600	5,177.00	39,345,200	
日本板硝子	3,800	802.00	3,047,600	
日本電気硝子	11,400	2,608.00	29,731,200	
住友大阪セメント	3,800	3,763.00	14,299,400	
太平洋セメント	3,800	2,706.00	10,282,800	
東海カーボン	38,000	1,157.00	43,966,000	
T O T O	19,000	3,937.00	74,803,000	
日本碍子	38,000	1,931.00	73,378,000	
日本製鉄	3,800	3,539.00	13,448,200	
神戸製鋼所	3,800	2,027.50	7,704,500	
J F Eホールディングス	3,800	2,240.00	8,512,000	
大平洋金属	3,800	1,538.00	5,844,400	
三井金属鉱業	3,800	3,792.00	14,409,600	
三菱マテリアル	3,800	2,489.50	9,460,100	
住友金属鉱山	19,000	4,457.00	84,683,000	
D O W Aホールディングス	7,600	4,673.00	35,514,800	
古河電気工業	3,800	2,549.50	9,688,100	
住友電気工業	38,000	1,756.50	66,747,000	
フジクラ	38,000	1,194.50	45,391,000	
S U M C O	3,800	1,930.00	7,334,000	
日本製鋼所	7,600	2,925.50	22,233,800	
オークマ	7,600	6,905.00	52,478,000	
アマダ	38,000	1,539.50	58,501,000	
S M C	3,800	68,500.00	260,300,000	
小松製作所	38,000	4,330.00	164,540,000	
住友重機械工業	7,600	3,719.00	28,264,400	
日立建機	38,000	4,707.00	178,866,000	
クボタ	38,000	2,344.50	89,091,000	
荏原製作所	7,600	7,217.00	54,849,200	

ダイキン工業	38,000	24,885.00	945,630,000	
日本精工	38,000	847.20	32,193,600	
N T N	38,000	284.80	10,822,400	
ジェイテクト	38,000	1,397.00	53,086,000	
三井E & S	3,800	623.00	2,367,400	
日立造船	7,600	860.00	6,536,000	
三菱重工業	3,800	8,781.00	33,367,800	
I H I	3,800	3,783.00	14,375,400	
コニカミノルタ	38,000	465.90	17,704,200	
ミネベアミツミ	38,000	2,342.50	89,015,000	
日立製作所	7,600	10,015.00	76,114,000	
三菱電機	38,000	1,889.50	71,801,000	
富士電機	7,600	6,816.00	51,801,600	
安川電機	38,000	5,708.00	216,904,000	
ニデック	30,400	7,340.00	223,136,000	
オムロン	38,000	6,813.00	258,894,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	7,600	2,677.50	20,349,000	
日本電気	3,800	8,090.00	30,742,000	
富士通	3,800	18,330.00	69,654,000	
ルネサスエレクトロニクス	38,000	2,329.50	88,521,000	
セイコーエプソン	76,000	2,255.50	171,418,000	
パナソニック ホールディングス	38,000	1,661.50	63,137,000	
シャープ	38,000	923.20	35,081,600	
ソニーグループ	38,000	12,465.00	473,670,000	
T D K	114,000	5,270.00	600,780,000	
アルプスアルパイン	38,000	1,214.00	46,132,000	
横河電機	38,000	2,942.50	111,815,000	
アドバンテスト	76,000	16,910.00	1,285,160,000	
キーエンス	3,800	57,490.00	218,462,000	
カシオ計算機	38,000	1,241.00	47,158,000	
ファナック	190,000	4,053.00	770,070,000	
京セラ	76,000	7,396.00	562,096,000	
太陽誘電	38,000	4,229.00	160,702,000	
村田製作所	30,400	8,147.00	247,668,800	
S C R E E Nホールディングス	7,600	14,030.00	106,628,000	
キャノン	57,000	3,579.00	204,003,000	
リコー	38,000	1,226.50	46,607,000	
東京エレクトロン	114,000	20,490.00	2,335,860,000	
デンソー	38,000	10,075.00	382,850,000	
川崎重工業	3,800	4,038.00	15,344,400	
日産自動車	38,000	629.30	23,913,400	
いすゞ自動車	19,000	1,869.50	35,520,500	
トヨタ自動車	190,000	2,595.00	493,050,000	
日野自動車	38,000	568.00	21,584,000	
三菱自動車工業	3,800	575.70	2,187,660	

マツダ	7,600	1,633.00	12,410,800	
本田技研工業	76,000	4,953.00	376,428,000	
スズキ	38,000	5,880.00	223,440,000	
S U B A R U	38,000	2,861.00	108,718,000	
ヤマハ発動機	38,000	3,825.00	145,350,000	
テルモ	152,000	4,284.00	651,168,000	
ニコン	38,000	1,559.50	59,261,000	
オリンパス	152,000	1,950.00	296,400,000	
H O Y A	19,000	16,080.00	305,520,000	
シチズン時計	38,000	915.00	34,770,000	
バンダイナムコホールディングス	114,000	3,250.00	370,500,000	
凸版印刷	19,000	3,589.00	68,191,000	
大日本印刷	19,000	3,942.00	74,898,000	
ヤマハ	38,000	4,286.00	162,868,000	
任天堂	38,000	6,370.00	242,060,000	
東京電力ホールディングス	3,800	634.50	2,411,100	
中部電力	3,800	1,951.00	7,413,800	
関西電力	3,800	2,230.50	8,475,900	
東京瓦斯	7,600	3,398.00	25,824,800	
大阪瓦斯	7,600	2,438.50	18,532,600	
東武鉄道	7,600	3,993.00	30,346,800	
東急	19,000	1,810.50	34,399,500	
小田急電鉄	19,000	2,228.00	42,332,000	
京王電鉄	7,600	5,165.00	39,254,000	
京成電鉄	19,000	5,570.00	105,830,000	
東日本旅客鉄道	3,800	8,357.00	31,756,600	
西日本旅客鉄道	3,800	6,344.00	24,107,200	
東海旅客鉄道	3,800	18,810.00	71,478,000	
ヤマトホールディングス	38,000	2,550.00	96,900,000	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	3,800	7,432.00	28,241,600	
日本郵船	11,400	3,905.00	44,517,000	
商船三井	11,400	4,170.00	47,538,000	
川崎汽船	11,400	5,176.00	59,006,400	
日本航空	38,000	2,977.50	113,145,000	
A N Aホールディングス	3,800	3,290.00	12,502,000	
三菱倉庫	19,000	3,858.00	73,302,000	
ネクソン	76,000	2,896.50	220,134,000	
Zホールディングス	15,200	429.50	6,528,400	
トレンドマイクロ	38,000	6,076.00	230,888,000	
日本電信電話	380,000	171.10	65,018,000	
K D D I	228,000	4,417.00	1,007,076,000	
ソフトバンク	38,000	1,714.50	65,151,000	
東宝	3,800	5,668.00	21,538,400	
N T Tデータグループ	190,000	1,997.00	379,430,000	
コナミグループ	38,000	8,355.00	317,490,000	

ソフトバンクグループ	228,000	6,611.00	1,507,308,000	
双日	3,800	3,282.00	12,471,600	
伊藤忠商事	38,000	5,701.00	216,638,000	
丸紅	38,000	2,460.50	93,499,000	
豊田通商	38,000	8,834.00	335,692,000	
三井物産	38,000	5,629.00	213,902,000	
住友商事	38,000	3,096.00	117,648,000	
三菱商事	38,000	7,486.00	284,468,000	
J．フロント リテイリング	19,000	1,607.00	30,533,000	
三越伊勢丹ホールディングス	38,000	1,757.50	66,785,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	38,000	5,973.00	226,974,000	
高島屋	19,000	2,186.00	41,534,000	
丸井グループ	38,000	2,516.50	95,627,000	
イオン	38,000	2,984.50	113,411,000	
ファーストリテイリング	114,000	33,560.00	3,825,840,000	
しずおかフィナンシャルグループ	38,000	1,277.00	48,526,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	38,000	709.90	26,976,200	
あおぞら銀行	3,800	3,037.00	11,540,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	38,000	1,264.00	48,032,000	
りそなホールディングス	3,800	869.90	3,305,620	
三井住友トラスト・ホールディングス	3,800	5,829.00	22,150,200	
三井住友フィナンシャルグループ	3,800	7,295.00	27,721,000	
千葉銀行	38,000	1,144.50	43,491,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	7,600	3,750.00	28,500,000	
みずほフィナンシャルグループ	3,800	2,581.50	9,809,700	
大和証券グループ本社	38,000	865.60	32,892,800	
野村ホールディングス	38,000	610.60	23,202,800	
松井証券	38,000	841.00	31,958,000	
S O M P Oホールディングス	7,600	6,634.00	50,418,400	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	11,400	5,564.00	63,429,600	
第一生命ホールディングス	3,800	3,010.00	11,438,000	
東京海上ホールディングス	57,000	3,419.00	194,883,000	
T & Dホールディングス	7,600	2,481.00	18,855,600	
クレディセゾン	38,000	2,371.00	90,098,000	
オリックス	38,000	2,837.00	107,806,000	
日本取引所グループ	38,000	2,597.50	98,705,000	
東急不動産ホールディングス	38,000	928.60	35,286,800	
三井不動産	38,000	3,295.00	125,210,000	
三菱地所	38,000	1,922.00	73,036,000	
東京建物	19,000	2,001.00	38,019,000	
住友不動産	38,000	3,965.00	150,670,000	
エムスリー	91,200	2,774.00	252,988,800	
ディー・エヌ・エー	11,400	1,501.00	17,111,400	
電通グループ	38,000	4,345.00	165,110,000	
オリエンタルランド	38,000	5,192.00	197,296,000	

	サイバーエージェント	30,400	846.40	25,730,560	
	楽天グループ	38,000	576.80	21,918,400	
	リクルートホールディングス	114,000	5,150.00	587,100,000	
	日本郵政	38,000	1,204.50	45,771,000	
	セコム	38,000	10,190.00	387,220,000	
小計	銘柄数：225	8,280,200		36,407,044,940	
	組入時価比率：98.2%			100.0%	
合 計		8,280,200		36,407,044,940	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年9月末日現在

資産総額	9,257,453,918円
負債総額	3,484,266円
純資産総額（ - ）	9,253,969,652円
発行済口数	2,475,598,432口
1口当たり純資産額（ / ）	3.7381円
（1万口当たり純資産額）	（37,381円）

（参考）

アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド

2023年9月末日現在

資産総額	38,711,897,041円
負債総額	1,954,278,471円
純資産総額（ - ）	36,757,618,570円
発行済口数	13,855,170,281口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6530円
（1万口当たり純資産額）	（26,530円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換の事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減はありません。	

(2)委託会社の概況

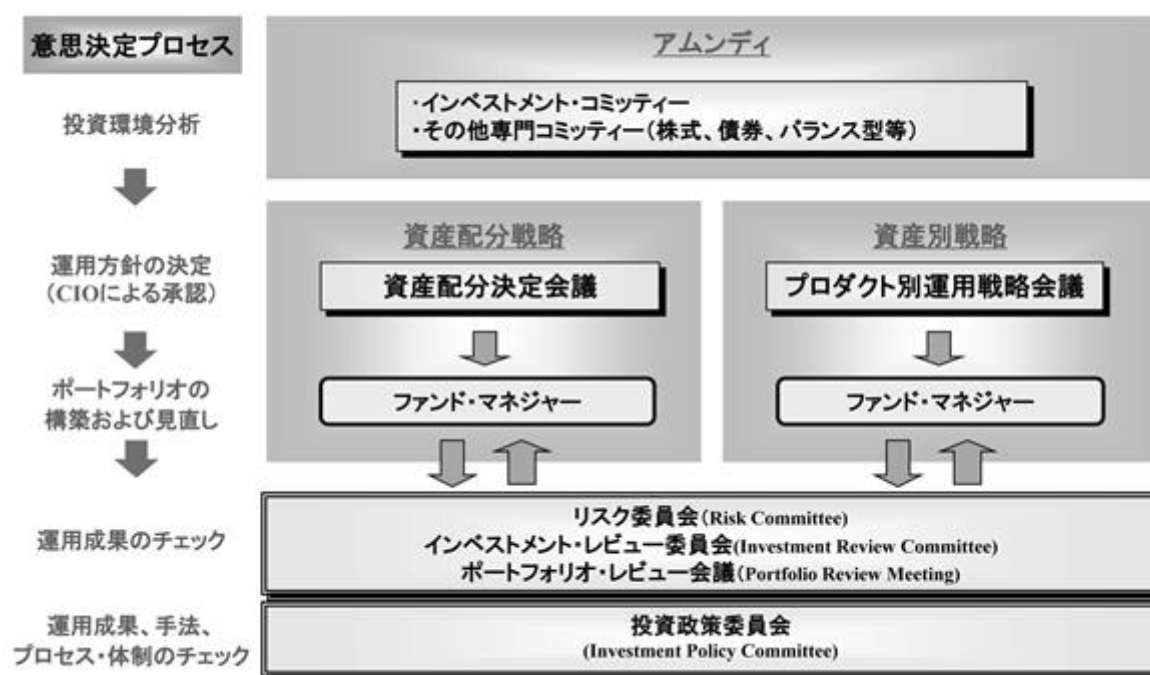
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。

- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2023年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	25,476
追加型株式投資信託	121	2,333,081
合 計	133	2,358,557

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度に係る中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 41 期 (2021年 12月 31日)		第 42 期 (2022年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,425,410		8,294,288
前払費用		60,554		59,040
未収入金		32,875		71,580
未収委託者報酬		1,471,045		1,347,441
未収運用受託報酬		1,084,261		1,178,005
未収投資助言報酬		4,793		5,005
未収収益	*1	498,654	*1	817,505
未収消費税等		37,877		7,297
立替金		75,565		93,950
その他		2,857		1,653
流動資産合計		12,693,892		11,875,763
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	95,402	*2	471,396
器具備品(純額)	*2	38,006	*2	172,836
建設仮勘定		8,771		-
有形固定資産合計		142,179		644,232
無形固定資産				
ソフトウェア		21,743		33,316
のれん		541,463		487,317
商標権		70		10
無形固定資産合計		563,276		520,643
投資その他の資産				
金銭の信託		1,145		905
投資有価証券		1,540		85
関係会社株式		75,727		-
長期差入保証金		334,773		237,578
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		284,026		217,588
投資その他の資産合計		697,271		456,216
固定資産合計		1,402,726		1,621,091
資産合計		14,096,619		13,496,854

(単位：千円)

	第 41 期 (2021年 12月 31日)		第 42 期 (2022年 12月 31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		98,647		219,727
未払償還金		686		686
未払手数料		660,016		596,062
その他未払金	*1	253,770	*1	331,277
未払費用	*1	869,831	*1	185,049
未払法人税等		235,251		185,812
賞与引当金		576,643		593,379
役員賞与引当金		194,991		156,043
資産除去債務		110,263		-
流動負債合計		3,000,099		2,268,036
固定負債				
退職給付引当金		113,368		131,781
賞与引当金		30,312		39,185
役員賞与引当金		100,372		137,054
資産除去債務		2,552		146,388
固定負債合計		246,605		454,409
負債合計		3,246,704		2,722,444
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		-		-
資本剰余金合計		1,076,268		1,076,268
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		8,463,148		8,388,125
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		6,863,148		6,788,125
利益剰余金合計		8,573,240		8,498,217
株主資本合計		10,849,509		10,774,486
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		406		76
評価・換算差額等合計		406		76
純資産合計		10,849,915		10,774,410
負債純資産合計		14,096,619		13,496,854

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 41 期 (自2021年 1月 1日 至2021年 12月 31日)	第 42 期 (自2022年 1月 1日 至2022年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6,476,427	6,089,760
運用受託報酬	2,165,477	2,341,981
投資助言報酬	12,719	15,131
その他営業収益	1,447,553	1,791,854
営業収益合計	10,102,174	10,238,726
営業費用		
支払手数料	3,861,674	3,449,648
広告宣伝費	27,746	47,161
調査費	650,341	728,968
委託調査費	379,007	350,447
委託計算費	15,674	16,595
通信費	18,950	18,472
印刷費	56,469	38,134
協会費	19,210	19,436
営業費用合計	5,029,070	4,668,861
一般管理費		
役員報酬	202,953	216,331
給料・手当	2,056,975	2,158,899
賞与	6,052	7,939
役員賞与	4,209	11,033
交際費	1,660	4,137
旅費交通費	11,048	40,328
租税公課	72,776	67,664
不動産賃借料	215,362	237,303
賞与引当金繰入	566,246	579,000
役員賞与引当金繰入	222,059	162,843
退職給付費用	108,088	161,009
固定資産減価償却費	58,363	79,914
商標権償却	125	60
のれん償却	-	54,146
福利厚生費	283,809	299,037
諸経費	292,945	465,233
一般管理費合計	4,102,670	4,544,878
営業利益	970,434	1,024,987
営業外収益		
受取配当金	-	4,140
有価証券売却益	440	114
役員賞与引当金戻入額	37,602	552
賞与引当金戻入額	88,489	1,667
受取利息	5	4
為替差益	3,193	46,617
雑収入	26,454	10,824
営業外収益合計	156,182	63,917
営業外費用		
雑損失	166	9,159
営業外費用合計	166	9,159
経常利益	1,126,450	1,079,745
特別損失		
固定資産除去損	-	*1 43,881
資産除去債務履行差額	-	1,414
特別損失合計	-	45,295
税引前当期純利益	1,126,450	1,034,451
法人税、住民税及び事業税	368,554	342,822
法人税等調整額	16,793	66,651

法人税等合計	351,761	409,473
当期純利益	774,690	624,977

（３）【株主資本等変動計算書】

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551	10,874,819
当期変動額					
剰余金の配当			800,000	800,000	800,000
当期純利益			774,690	774,690	774,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			25,310	25,310	25,310
当期末残高	110,093	1,600,000	6,863,148	8,573,240	10,849,509

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	409	409	10,875,228
当期変動額			
剰余金の配当			800,000
当期純利益			774,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	25,313
当期末残高	406	406	10,849,915

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,863,148	8,573,240	10,849,509
当期変動額					
剰余金の配当			700,000	700,000	700,000
当期純利益			624,977	624,977	624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			75,023	75,023	75,023
当期末残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	406	406	10,849,915
当期変動額			
剰余金の配当			700,000
当期純利益			624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	482	482	482
当期変動額合計	482	482	75,505
当期末残高	76	76	10,774,410

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
未収収益	310,639 千円	620,330 千円
その他未払金	82,639 千円	115,050 千円
未払費用	689,155 千円	64,076 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
建物	151,587 千円	16,392 千円
器具備品	265,644 千円	92,503 千円

（損益計算書関係）

*1. 固定資産除去損の内訳

	第41期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月31日)	第42期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日)
建物	- 千円	33,039 千円
器具備品	- 千円	10,841 千円
計	- 千円	43,881 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700,000	利益剰余金	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700,000	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	利益剰余金	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
1年内	- 千円	201,349 千円
1年超	- 千円	513,619 千円
合計	- 千円	714,968 千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

第41期（2021年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,425,410	9,425,410	-
(2) 未収委託者報酬	1,471,045	1,471,045	-
(3) 未収運用受託報酬	1,084,261	1,084,261	-
資産計	11,980,717	11,980,717	-
(1) 未払手数料	660,016	660,016	-
(2) 未払費用	869,831	869,831	-
負債計	1,529,848	1,529,848	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,425,410	-	-	-
未収委託者報酬	1,471,045	-	-	-
未収運用受託報酬	1,084,261	-	-	-
合計	11,980,717	-	-	-

第42期（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237,578	229,227	8,351
資産計	237,578	229,227	8,351

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第42期（2022年12月31日）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	229,227	-	229,227
資産計	-	229,227	-	229,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第41期(2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第41期(2021年12月31日)

関係会社株式（貸借対照表計上額 75,727千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第41期(2021年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,686	586
	小計	2,100	2,686	586
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,100	2,686	586

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第42期(2022年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,100	990	110
	小計	1,100	990	110
合計		1,100	990	110

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	2,440	440	-

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	1,114	114	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第41期 (自2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	152,900	113,368
退職給付費用	71,668	123,909
退職給付の支払額	4,852	-
制度への拠出額	106,348	105,496
退職給付引当金の期末残高	113,368	131,781

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	790,833	770,786
年金資産	692,516	660,903
	98,316	109,883
非積立型制度の退職給付債務	15,052	21,898
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113,368	131,781
退職給付に係る負債	113,368	131,781
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113,368	131,781

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,668千円 当事業年度 123,909千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度36,420千円、当事業年度37,100千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	49,579 千円	48,029 千円
繰延資産償却額	- 千円	5,196 千円
未払事業税	11,929 千円	15,219 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	195,151 千円	193,691 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	48,523 千円	40,690 千円
減価償却資産	5,856 千円	174 千円
資産除去債務	34,544 千円	44,824 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	34 千円
未払事業所税	2,875 千円	2,735 千円
その他	13,850 千円	7,298 千円
繰延税金資産小計	362,307 千円	357,890 千円
評価性引当額	73,058 千円	110,180 千円
繰延税金資産合計	289,249 千円	247,709 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	3,540 千円	- 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	1,503 千円	30,122 千円
その他有価証券評価差額金	179 千円	- 千円
繰延税金負債合計	5,222 千円	30,122 千円
繰延税金資産の純額	284,026 千円	217,588 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との	30.62%
(調整)	間の差異が法定実効税率の100	
交際費等永久に損金に算入されない項目	分の5以下であるため注記を省	7.10%
評価性引当金額	略しております。	0.11%
過年度法人税等		0.21%
住民税均等割等		0.14%
その他		1.83%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		39.58%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)
期首残高	109,076 千円	112,815 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,550 千円	143,757 千円
時の経過による調整額	1,189 千円	1,233 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	111,417 千円
期末残高	112,815 千円	146,388 千円

（収益認識関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	6,089,760	-	6,089,760
運用受託報酬	2,162,526	179,454	2,341,981
投資助言報酬	15,131	-	15,131
その他営業収益	1,791,854	-	1,791,854
合計	10,059,272	179,454	10,238,726

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）及び第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7,435,605	1,340,293	1,326,276	10,102,174

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
6,925,622	1,478,347	1,737,776	96,981	10,238,726

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	178,036	未収運用報酬	108,344
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	714,070	未収収益	310,639
								本店配賦費用など	80,141	未払費用	689,155

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	720,725	未収運用受託報酬	205,907
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	572,946	未収収益	123,878

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	役員の 兼任 あり	投資信託、投 資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 *1	281,318	未収運用 受託報酬	180,835
								情報提供、コンサル ティング料(その 他営業収益) *1	1,053,550	未収収益	620,330
								委託調査費等の支 払など *2	48,822	その他未 払金	131,746

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムン ディ・ルク センブル グ・エス・ エー	ルクセン ブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	867,265	未収運用 受託報酬	211,919
								情報提供、コンサル ティング料(その 他営業収益) *1	597,396	未収収益	112,124
	アムン ディ・ イン ターミ ディ エー ション	フランス パリ市	15,713 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	投資サービスの 提供	運用受託報酬 *1	356,203	未収運用 受託報酬	273,550

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第41期 （自2021年 1月 1日 至2021年12月31日）	第42期 （自2022年 1月 1日 至2022年12月31日）
1株当たり純資産額	4,520.80 円	4,489.34 円
1株当たり当期純利益金額	322.79 円	260.41 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第41期 （自2021年 1月 1日 至2021年12月31日）	第42期 （自2022年 1月 1日 至2022年12月31日）
当期純利益（千円）	774,690	624,977
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	774,690	624,977
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		8,288,623
前払費用		87,108
未収入金		81,205
未収委託者報酬		1,400,268
未収運用受託報酬		1,265,697
未収投資助言報酬		6,216
未収収益		1,005,655
立替金		128,544
その他		1,478
流動資産合計		12,264,794
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		455,307
器具備品(純額)		162,864
有形固定資産合計		618,171
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		27,661
ソフトウェア仮勘定		694
のれん		460,244
無形固定資産合計		488,598
投資その他の資産		
金銭の信託		931
投資有価証券		86
長期差入保証金		237,378
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		188,618
投資その他の資産合計		427,073
固定資産合計		1,533,842
資産合計		13,798,636

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	223,136
未払償還金	686
未払手数料	613,727
その他未払金	278,573
未払費用	381,027
未払法人税等	390,693
未払消費税等	97,257
賞与引当金	319,839
役員賞与引当金	136,865
流動負債合計	2,441,803
固定負債	
退職給付引当金	83,729
賞与引当金	38,289
役員賞与引当金	174,526
資産除去債務	146,947
固定負債合計	443,490
負債合計	2,885,294
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	6,927,039
利益剰余金合計	8,637,132
株主資本合計	10,913,400
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	58
評価・換算差額等合計	58
純資産合計	10,913,343
負債純資産合計	13,798,636

(2) 中間損益計算書

		(単位：千円)
		当中間会計期間
		(自 2023年 1月 1日
		至 2023年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		3,200,657
運用受託報酬		1,530,328
投資助言報酬		9,169
その他営業収益		904,263
営業収益合計		5,644,418
営業費用		2,480,551
一般管理費	*1	2,187,344
営業利益		976,523
営業外収益	*2	160,508
営業外費用	*3	13
経常利益		1,137,018
税引前中間純利益		1,137,018
法人税、住民税及び事業税		349,142
法人税等調整額		28,962
法人税等合計		378,103
中間純利益		758,914

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486
当中間期変動額					
剰余金の配当			620,000	620,000	620,000
中間純利益			758,914	758,914	758,914
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計			138,914	138,914	138,914
当中間期末残高	110,093	1,600,000	6,927,039	8,637,132	10,913,400

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76	76	10,774,410
当中間期変動額			
剰余金の配当			620,000
中間純利益			758,914
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	18	18	18
当中間期変動額合計	18	18	138,933
当中間期末残高	58	58	10,913,343

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）を当期首から適用しております。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2023年6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	140,552千円
無形固定資産	189,311千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	32,216千円
無形固定資産	32,738千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

従業員賞与引当金戻入額	36,929千円
為替差益	112,380千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

雑損失	13千円
-----	------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

当中間会計期間末（2023年 6月30日）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	201,098	千円
1年超	413,195	千円
合計	614,293	千円

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237,378	231,234	6,144
資産計	237,378	231,234	6,144

(注) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	231,234	-	231,234
資産計	-	231,234	-	231,234

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2023年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表	差額
			計上額	
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,100	1,017	83
	小計	1,100	1,017	83
合計		1,100	1,017	83

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2023年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	146,388千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	559千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	146,947千円

(収益認識関係)

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	3,200,657	-	3,200,657
運用受託報酬	1,336,515	193,813	1,530,328
投資助言報酬	9,169	-	9,169
その他営業収益	904,263	-	904,263
合計	5,450,605	193,813	5,644,418

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
3,776,937	1,044,003	769,554	53,923	5,644,418

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日）

1株当たり純資産額	4,547円23銭
1株当たり中間純利益	316円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	758,914千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	758,914千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、
において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、
に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行
 資本金 2023年3月末日現在：279,928百万円
 事業の内容
 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金 (2023年3月末日現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2023年3月末日現在）

- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社は以下の業務を行います。

販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末にファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年 2月28日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・日経平均オープンの2022年9月13日から2023年9月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・日経平均オープンの2023年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務

諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。